

表 対象物質と基準値

特定有害物質		指定基準	
		土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	四塩化炭素	—	≦0.002
	1,2-ジクロロエタン	—	≦0.004
	1,1-ジクロロエチレン	—	≦0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	≦0.04
	1,3-ジクロロプロペン	—	≦0.002
	ジクロロメタン	—	≦0.02
	テトラクロロエチレン	—	≦0.01
	1,1,1-トリクロロエタン	—	≦1
	1,1,2-トリクロロエタン	—	≦0.006
	トリクロロエチレン	—	≦0.03
	ベンゼン	—	≦0.01
(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	≦150	≦0.01
	六価クロム化合物	≦250	≦0.05
	シアン化合物	≦50(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	≦15 (≦15)	≦0.0005 (検出されないこと)
	セレン及びその化合物	≦150	≦0.01
	鉛及びその化合物	≦150	≦0.01
	砒素及びその化合物	≦150	≦0.01
	ふっ素及びその化合物	≦4,000	≦0.8
	ほう素及びその化合物	≦4,000	≦1
(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	—	≦0.003
	チウラム	—	≦0.006
	チオベンカルブ	—	≦0.02
	PCB	—	検出されないこと
	有機りん化合物	—	検出されないこと